

公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 会費納入規程

制 定：昭和 52 年 5 月 15 日

最終改定：令和 7 年 5 月 30 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第8条に定める会費（以下「会費」という。）の納入について必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

第2章 会費の納入

(会費の種類)

第2条 会費は、次の2種類とする。

- (1) 入会金 正会員として入会した時に納入する会費
- (2) 年会費 毎事業年度ごとに1年を単位として納入する会費

2 入会金の額は、1,500 円とし、年会費の額は、9,000 円とする。

ただし、診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り、初年度の年会費の額は、5,000 円とする。

3 前各項の会費の額は、入会時期の違いによる月割り等の減額はしない。

4 任意退会その他の資格喪失後、再度本会に入会したときにも、入会金を納入しなければならない。

5 名誉会員は、年会費を納めることを要しない。

(納入方法及び期限)

第3条 会費の納入は、本会指定の納入方法に従い、納めなければならない。

2 年会費の納入期限は、当該年度の 9 月 30 日とする。ただし、新入会および年度途中の再入会者は、この限りではない。

(会員資格の喪失)

第4条 納入期限までに会費を納入しない会員（以下「会費未納会員」という。）は、会費納入の日まで会員としての日常的な権利を一時的に停止する。

2 会長は、会費未納会員に対し、新たに会費納入期限を定めて納入を督促する。

3 前項の督促にもかかわらず、正当な理由がなく前条第2項の当初の納入期限から 1 年を経過してもなお会費を納入しない場合には、当該会費未納会員は、定款第 13 条第 2 項により理事会の決議をもって会員資格を喪失する。

(権利の回復)

第5条 会員としての日常的な権利を一時的に停止された会員は、納入時点から会員としての権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することは出来ない。

第3章 会費の免除

(年会費の免除)

第6条 会員は、本条第2項に定める事由に該当する場合には、年会費免除の取扱いを受けることができる。

2 前項における事由とは、会員または配偶者が出産した場合、会員が病気療養のため1年以上離職した場合や、育児・介護・海外勤務・災害による被災・その他のやむを得ない事情がある場合とする。

(免除の申請)

第7条 前条の規程に基づき、年会費免除の取扱いを受けようとする会員は、所定の書式によりその旨を本会に申請するものとする。

2 会長は、前項の申請があった場合、すみやかに免除の可否および期間を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(免除の期間)

第8条 第6条に基づく年会費の免除の期間は、1年を単位として2年を超えないものとする。ただし、災害による被災の場合には、会長は、災害の程度によって2年を超えて免除期間を決定することができる。

(終身の免除)

第9条 50年勤続表彰受賞者で35年以上継続して会員であった者は、翌年度以降の年会費は終身にわたって免除されるものとする。

2 会長は、前項に該当する者に対してその旨を通知するものとする。

(年会費の一部免除)

第10条 診療放射線技師籍登録後直ちに大学院等に進学し、修学後本会に入会する場合は、初年度年会費は、本会へ申請することにより、第2条第2項の減免の取扱いを受けることができる。

2 会長は、前項の申請に対しすみやかに免除の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(免除の対象者)

第11条 本規程に定める会費免除の対象者は、過去の会費を適正に納めている会員に限る。

(資格の保有)

第12条 年会費の免除者および一部免除者は、その免除の期間中にあっても本会の会員としての資格を有し、権利を行使し義務を負担する。

第4章 雜 則

(規程の変更)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

附 則

この規定は平成 25 年 4 月 21 日より施行する。

昭和 52 年 5 月 15 日制定

昭和 55 年 4 月 13 日改定

平成 4 年 4 月 18 日改定

平成 4 年 12 月 12 日改定

平成 12 年 8 月 6 日改定

平成 17 年 2 月 5 日改定

平成 17 年 8 月 6 日改定

平成 20 年 4 月 19 日改定

平成 25 年 4 月 21 日改定

令和元年 5 月 24 日改定

令和 5 年 5 月 25 日改定

令和 7 年 5 月 30 日改定